介護保険事業計画策定委員 各位

福岡県介護保険広域連合 介護保険事業計画策定委員会 会長 小賀 久

福岡県介護保険広域連合第3期介護保険事業計画の変更について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成 18 年 2 月 7 日(火)をもって広域連合長に事業計画の答申をおこなった旨ご連絡しておりましたが、別紙の理由により、事務局より事業計画を変更せざるを得ないとの連絡を受けました。しかし、事業計画策定委員会は閉会しており、再度開催することは困難である為、会長一任としてこの通知をもってご報告させていただきます。

なお、詳細内容についてのご質問等がございましたら事務局までご連絡方よろしくお願い します。

【変更内容】

福岡県により平成 18 年 2 月 24 日に開催された「介護保険事業計画(特定施設関係)に係る説明会」の中で、介護保険法の「特定施設入居者生活介護(混合型)」の指定に関する規定が再改正され、同事業所の指定に関しては、広域連合において策定する介護保険事業計画を踏まえて策定する都道府県の介護保険事業支援計画の必要利用定員総数に基づき総量規制を行うとの連絡がありました。これに伴い、平成 18 年 4 月 1 日以降に施設が完成、あるいは事業開始を希望している特定施設(有料老人ホーム等)については、福岡県において経過措置を設けることとなり、保険者が希望する場合は、

(構成)市町村が、当該施設の建設に関し、建設着工前に同意していること。

混合型特定施設の総量規制に関して、国が正式に法改正の方向を出した平成 18 年 1 月 26 日(全国厚生労働関係部局長会議内容のワムネット掲載)までに、事業所が、法改正がなければ特定施設として指定されるものとして建設工事に着手していること。なお、平成 18 年 1 月 26 日までに建設工事に着手していたことの確認は(構成)市町村が建築確認書・工事請負契約書等で行い、併せて、既に建設中であることを現地確認すること。保険者が経過措置適用対象事業者を選定するに当たっては、保険者の介護保険事業計画策定委員会において了承を得る等、必ず対外的に十分説明できるよう所要の手続きを踏んでおくこと。

の、上記3点を満たすことが条件となりました。

この通知を受け、(構成)市町村(43 市町村)に対し、経過措置を希望する事業所の調査をおこない、その結果をもって、宇美町(定員 12 人) 志免町(定員 35 人) 宮若市(定員 50 人) 糸田町(定員 50 人)を広域連合における経過措置対象の事業所として福岡県に申請することとしました。しかし、第6回策定委員会の中でご審議いただいた見込量については、

特定施設に関して、総量規制がないものとして、介護専用型(431人)の見込量を上げておりましたが、その一部を介護混合型に移すこととなりました。

その結果、国の参酌標準「平成 26 年度における要介護 2 から 5 の認定者に占める介護保険 3 施設およびグループホームならびに特定施設(介護専用型)の利用割合を 37%とする」というものを、広域連合においては、53%とすることで了承をいただいておりましたが、特定施設利用見込みを介護専用型の一部を介護混合型に移すことで、51.6%に下がることとなりました。

第6回策定委員会資料1P6より

区分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 26 年度
要介護 2~5 の認定者に 占める 3 施設+GH、介 護専用特定施設利用者の 割合	(%)	58.1%	57.1%	56.3%	53.0%
3 施設入所者数 + GH、介 護専用特定施設利用者数	(人)	9,936 人	9,935 人	9,931 人	10,303 人



区分		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 26 年度
要介護 2~5 の認定者に 占める 3 施設+GH、介 護専用特定施設利用者の 割合	(%)	56.5%	55.5%	54.8%	51.6%
3 施設入所者数 + GH、介 護専用特定施設利用者数	(人)	9,660 人	9,660 人	9,658 人	10,030 人

なお、この変更による保険料額への影響はございません。